

## ベトナムにおける商標権に 基づく権利行使の留意点



Tran Manh Hung (弁護士)	Nguyen Hai Hoang (知的財産 担当職員)	Nguyen Thi Nga (パラリーガ ル)
----------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

BMVN International LLC

BMVN International LLC は、全世界 77 事務所・従業員 12,000 名以上を擁する総合法律事務所 Baker & McKenzie グループの一員として、ベトナムにおいて現在 40 人以上の弁護士により知的財産を含む総合的な法務サービスを提供している。Hung 氏、Hoang 氏、Nga 氏は主に知的財産分野に従事しており、特に Hung 氏は 15 年の経験を有する主任弁護士である。

ベトナムにおける商標権に基づく権利行使の問題は、侵害行為の規模や手口が進化しつつあることから、多くの商標権者の関心となっている。2014 年の 1 年間だけで、国内の法執行当局は特許、実用新案、意匠等を含む知的財産権全般の侵害に関わる事案を 32,474 件扱っており、徴収された罰金の額は 1,390 億ベトナム・ドン（米ドルにして約 2,000 万ドル）に達している。

過去 20 年間の科学技術全般の急速な進歩、特にインターネットの進歩は、ベトナムの社会経済的な発展に重大な影響を与えてきた。一方で、過去 5 年間、オンラインによる企業活動が増すにつれて、インターネットは商業的詐欺、不正競争、商標権侵害の温床となってきた。実際、オンラインによる知的財産権侵害は、常にベトナムにおいて国家当局ならびに知的財産権所有者にとって深刻な懸念対象となっている。

### 商標権侵害

商標、商号および地理的表示に対する権利の侵害行為について定めたベトナム知的財産法第 129 条は、商標権者の許可なしに以下の行為がなされた場合、その行為は商標に対する権利の侵害とみなすと商標に関連する第 129 条(1)にて規定している。

## 第 129 条(1)

(a)登録商標と同一の商標を、当該登録商標の指定商品または役務と同一の商品または役務に使用すること。

(b)登録商標と同一の商標を、当該登録商標の指定商品または役務と類似もしくは関連した商品または役務に使用すること。ただし、その使用が商品または役務の出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(c)登録商標に類似した商標を、当該登録商標の指定商品または役務と同一または類似もしくは関連した商品または役務に使用すること。ただし、その使用が商品または役務の出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(d)周知商標と同一もしくは類似の商標、または周知商標の翻訳もしくは音訳を構成する商標を、あらゆる商品または役務（周知商標を付した商品または役務と同一でも類似でもない商品または役務や無関係の商品または役務を含む）に使用すること。ただし、その使用が商品または役務の出所について混同を生じさせる虞があるか、当該商標の使用者と周知商標の所有者との関係について誤った印象を与える虞があることを条件とする。

### 商標権に基づく権利行使

#### 1. 関連法規

ベトナムにおける商標権の保護および商標権に基づく権利行使について、以下のような関連法規がある。

##### 1-1. 国際条約

(a)知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）（第 II 章第 2 節および第 III 章）

(b)工業所有権の保護に関するパリ条約（第 6 条、7 条、9 条、10 条）

(c)経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との協定（第 88 条、93 条、94 条、95 条）

## 1-2. 国内法規

### 法律

- (a)1999年刑法（2009年改正）（第170条、171条）
- (b)2005年知的財産法（2009年改正）（第3部－第VII章第4節、第IX章、第X章、第5部）

### 政令

- (a)政令103/2006/ND-CP号（産業財産に関する知的財産法の一部規定の実施について詳細および指針を示した規定）
- (b)政令122/2010/ND-CP号（政令103/2006/ND-CP号を修正または補足する規定）
- (c)政令105/2006/ND-CP号（知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部規定の実施について詳細および指針を示した規定）
- (d)政令119/2010号（政令105/2006/ND-CP号を修正または補足する規定）
- (e)政令97/2010/NDP-CP号（産業財産に関わる行政上の違反の制裁に関する規定）

### 通達

- (a)通達01/2007/TT-BKHCH号（産業財産に関する知的財産法の一部規定の実施について詳細および指針を示した政令103/2006/ND-CP号の実施について詳細および指針を示した規定）
- (b)通達12/2008/TT-BTC号（知的財産分野における行政上の違反の処理を求める申請書を市場管理局が受理または解決する際の手順に関する指針を示した規定）
- (c)通達37/2011/TT-BKHCH号（産業財産に関わる行政上の違反の制裁に関する政令97/2010/NDP-CP号の実施について指針を示した規定）

(d)通達 13/2015/TT-BTC 号 (知的財産権の対象となる商品の輸出入に関する税関手続の検査、監督、一時的な通関停止を規定し、模倣品および知的財産権侵害商品の取締を定めた規定)

## 2. 権利行使の種類

ベトナムにおける知的財産権に基づく権利行使には、以下の3つのルートがある。

### 2-1. 行政手続

知的財産権に関わる紛争は、ほとんどすべてがこの手法により処理され、低コストで時間をかけずに結果を得ることができる。この手続を担当する行政機関には、市場管理局、科学技術省監査局、科学技術省地方支局、警察など、様々な機関がある。侵害者に科される制裁には、警告、罰金、模倣品の押収もしくは破棄、営業許可の一時停止、輸入品もしくはベトナム領内を通過する商品で侵害に相当する商品の国外への再輸出などが含まれる。

### 2-2. 民事訴訟

侵害に対する権利行使としては、あまり利用されていない。その理由は、知的財産事案に関する司法組織の訓練水準が低く、知的財産問題に特化した専門の裁判所が存在せず、しかも時間がかかるためである。ただし、暫定的差止命令および損害賠償に関しては、民事訴訟を通じて獲得することが可能である。

### 2-3. 刑事訴訟

侵害が一定基準以上の場合、当該侵害を行った侵害者を刑事訴追することができる。侵害に対する刑罰としては、罰金、禁固があり、組織的もしくは企業ぐるみの重大な犯罪の場合は死刑もありうる。

## 3. 権利行使に関する注意事項

商標権侵害の認定には専門家による鑑定書が必要となる。

商標権侵害事案（模倣品事案を除く）に関して、商標権者は何らかの措置をとる前に、ベトナム知的財産調査研究所(VIPRI)から侵害鑑定書を得なければならない。VIPRI はベトナム科学技術省に属する調査当局であり、商標権侵害事案においてVIPRI が示した結論は、国内の裁判所および法施行当局の判断にあたって、重視されることになる。

### 3-1. オンライン侵害に対する権利行使の非力さ

ベトナムでは、オンライン上での商標権侵害が横行している。今日では、低価格の模倣品や商標権侵害品がウェブサイトやフェイスブックのページ上で野放図に販売されている。このような侵害が横行する主な理由は、オンライン上の商標権侵害に対する効果的な権利行使の枠組みが存在していないためである。ベトナムは現在、商標権侵害について、中間に介在するサービスプロバイダー（電子商取引のプラットフォーム所有者）の責任を定義していないため、これらに対して商標権を行使するのが極めて困難になっている。

商標権者がオンライン上の商標権侵害に対処する上で適用される可能性がある唯一の法規定は、「電子商取引ウェブサイトの管理に関する通達 47/2014/TT-BTC 号」第 4.3 条である。この規定によれば、電子商取引サービスの提供者は、模倣品および知的財産権侵害品に関する合法的な報告を受け取った時点で、当該商品に関する情報を自ら運営するウェブサイトから撤去することを要求される。だが、それら情報の掲載を阻止する責任を負うのはどの当局なのか、法執行はどのように実行されるのかといった事項が、当該第 4.3 条には明記されていない。したがって、この規定に関する新たな指針が示されない限り、これを実行するのは不可能である。

### 3-2. 好まれる行政手続

商標権者は、商標権侵害に対処する方法として行政手続を好む傾向があるが、その主な理由は、以下のようなものである。

(1)ほとんどの商標権侵害は、規模の面でも金額の面でも小さいこと。

(2)行政手続は、時間と費用の面でも、手続が複雑でないという点でも、より実効性が高いこと。

しかし、行政手続によるルートは、商標権侵害を迅速に処理するには役立つかもしれないが、抑止効果は小さい。それは、侵害によって得られる利益に比較して、科される罰金が少額（数千万ベトナム・ドン＝米ドルにして数百ドル相当）である場合が多いからである。さらに、行政上のアプローチをとった場合には損害賠償請求権は得られない。

### 3-3. 刑事訴訟の困難性

現行のベトナム刑法、第171条は、「商業的規模」で罪を犯した商標権侵害者に刑罰を科している。だが、同法には「商業的規模」という用語に関する詳しい規定がなく、この点に関係する判例もないため、商標権侵害が処罰の対象となるか否かをベトナムの裁判所が判定するのは、常に困難な状況にある。つまり、このような刑法の曖昧さゆえに、実際に商標権侵害者に対して刑事訴訟を提起するのは容易ではない。

### 3-4. 結論

上述したような理由により、ベトナムにおける権利行使の実態は未だに様々な障害に直面している。そのため、初期の段階で侵害を阻止するために、可能な限りの対処を行うべきである。ベトナムにおける商標権の権利行使を強化する上で、これまでの成功事例は、商標権者に対して次のような対応策を示している。

- (a)自らが使用する商標をすべて登録する。
- (b)事業保護に役立つ各種の組織もしくは国家当局との良好な関係を築く。
- (c)次のような自助的な措置を講じる。
  - ・ベトナムの商標専門家から助言を得る。
  - ・商標権をどのように保護するかについて代理店、販売業者、サプライヤーと相談する。

・商標権者が取引しようとする特定の事業者について、法的なデュー・デリジ  
エンス調査を実施する。

(d)ベトナム市場のリスクを慎重に評価し、計画を策定する。

(e)防衛的な措置ではなく、仲裁手続を利用することを検討する。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)